

# 広報家畜衛生

平成30年7月10日発行  
徳島家畜保健衛生所  
〒770-0045 徳島市南庄町5丁目  
TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938  
阿南支所 〒774-0013 阿南市日開野町谷田  
TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225  
家畜保健衛生所ホームページURL  
<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2011110200042/>

## 夏を乗りきる暑熱対策を！

今回の豪雨は、中国四国の各地に多大な被害をもたらしました。気象庁の3か月予報によりますと7月～9月の気温は太平洋高気圧におおわれ全国的に平年より高くなると見込まれています。高温多湿が続く季節は、人にも家畜にもストレスが増大し、体調を崩しやすくなります。常に健康状態を観察しながら、家畜が快適に過ごせているのか、気温の上昇により食欲が減退、呼吸数の増加、繁殖成績や乳量・乳質の低下が観られたらなら早めに飼養環境の改善に取り組みましょう！

### 畜舎環境面から

- 畜舎外から畜舎温度を下げる
  - ・樹木や遮光ネット等の設置
  - ・屋根・壁・床への断熱材の設置、塗装



ネットに植物を這わせる(兵庫県)

- 畜舎内から畜舎温度を下げる
  - ・換気扇や扇風機での送風
  - ・家畜への直接送風・散水



石灰の吹きつけ(宮崎県)



換気扇による送風(福井県)

### 飼養管理面から

- 密飼いを避けて、体感温度とイライラの低減
  - ・毛刈りの実施(牛)
- 飼料給与等の工夫
  - ・冷たい水が十分に飲めるようにする
  - ・涼しい時間帯に飼料給与するとともに、給与回数を増やす
  - ・良質で消化率の高い飼料を与える
  - ・必要に応じ、ビタミンやミネラルを給与し、栄養不足を補う

対策を組み合わせると効果的。早めの措置で、暑い夏を乗り切りましょう。

### 暑熱対策具体的事例の紹介

#### 畜舎環境、飼養管理における複合的な対策



#### 取組の概要

地域名 : 新潟県  
経営形態 : 酪農  
飼養頭数 : 搾乳牛50頭

- 十分な飲水の確保→給水管を太くした
- 畜舎温度上昇の抑制
  - 井戸水を利用したスプリンクラー設置
  - トンネル換気の実施(牛舎壁面に換気扇設置)
- 採食量の維持
  - 1日6回に分けて配合飼料を少量ずつ給与(自動給餌機)
  - 盗食防止板の設置により飼料摂取量を適正にコントロール

#### 効果

○夏期の乳量の向上  
H20年8月は、前年同月に比較し、**日乳量が0.4kg/頭増加**

○分娩間隔の短縮  
19年 14.5ヶ月  
→ 20年 13.9ヶ月 **0.6ヶ月短縮**



↑牛舎壁面の換気扇



↑牛舎屋根に設置したスプリンクラー

## 牛舎屋根への石灰塗布



### 取組の概要

地域名 : 宮崎県  
 経営形態 : 肉用牛  
 飼養頭数 : 200頭

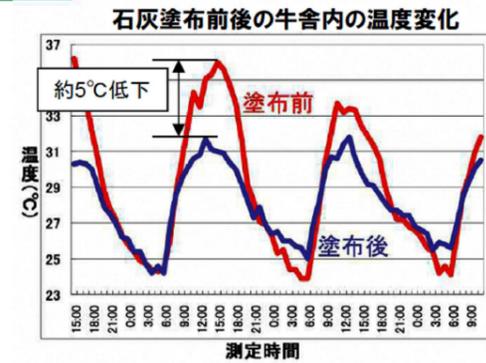


- 【塗布面積】 800m<sup>2</sup> (屋根材:ガルバリウム)  
 【作業人数】 5名  
 【材料】 石灰(牛舎消毒用)、水、動力噴霧機、電動ドリル、かき混ぜ棒、ポリバケツ(大)  
 【塗布方法】 石灰を水に溶かして石灰乳を作り、動力噴霧機にて屋根へ散布する。  
 【作業時間】 3時間(実質塗布時間:2時間)  
 【塗布面積あたりコスト】 33円/m<sup>2</sup>  
 【注意点】 ① 石灰乳がダマにならないよう常にかき混ぜる。(電動ドリルで攪拌)  
 ② 長持ちさせるため、ムラなく丁寧に塗布する。

### 効果

- 屋根裏温度の変化 約15℃低下
- 牛舎内温度の変化 約5℃低下

- ・夏場の採食量が増えた結果、枝肉重量が増加し、出荷成績の改善につながった。
- ・夏場の飼養管理がしやすくなった。



## アカザを利用した鶏舎の庇蔭(ひいん)



### 取組の概要

地域名 : 群馬県  
 経営形態 : 採卵鶏  
 飼養羽数 : 4,500羽

- 自作地の畑などに自生している雑草であるアカザを梅雨時に抜いてきて、すべての鶏舎(8棟)の東側と南側に移植。
- アカザは成長が早く、夏期には鶏舎屋根まで覆い、鶏舎内に日陰ができた。夏を過ぎると枯れるため、後処理も容易。
- 自生するアカザを用いるため、低コストで簡易。

### 【注意点】

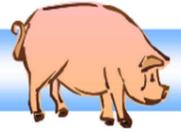
鶏舎内の風通し確保のため、アカザの下部の茎から出る枝や葉を切るなどの手入れが必要。

### 効果

- 夏期の死亡羽数が激減  
 実施前(H19年)約700羽  
 →実施後(H20年)約40羽



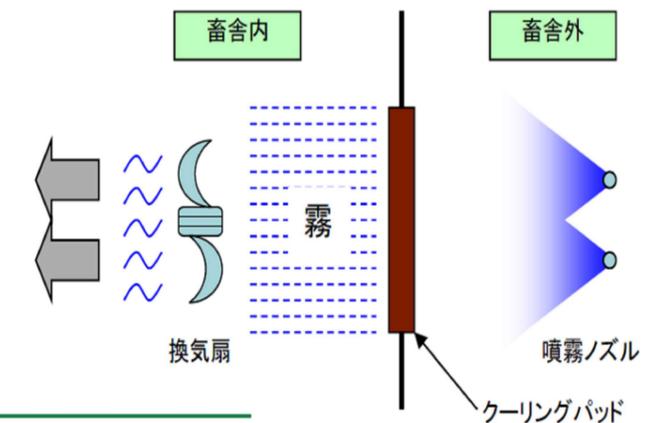
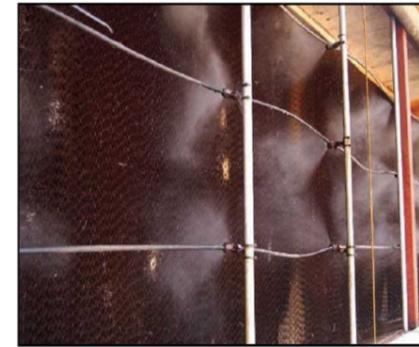
## 分娩豚舎へのクーリング・パッドの設置



### 取組の概要

地域名 : 愛知県  
 経営形態 : 養豚  
 飼養頭数 : 繁殖母豚350頭

- クーリング・パッドの外側に噴霧ノズルが付いており、畜舎内に設置した換気扇で、空気を吸引することによりパッドから抜けた霧が畜舎内に流入する(下図)。
- 噴霧ノズルは、12秒間噴射と7秒間停止を繰り返す。
- クーリング・パッドは29℃で作動するようにセットされ、作動時間は午前9時から午後6時まで。
- 畜舎中央に順送ファンを設置し、排気口まで風量を維持する工夫。



### 効果

- パッド作動時の畜舎内温度は、外気温と比較し、入気側・排気側とも平均4℃低かった。

※社団法人 中央畜産会 リーフレットより抜粋

### <連絡先>

徳島家畜保健衛生所 088-631-8950  
 阿南支所 0884-22-0304

家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しております。

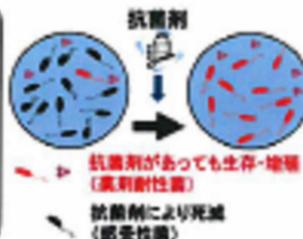
## 飼料添加物「硫酸コリスチン」の指定取消しについて

一薬剤耐性対策を進めるため、抗菌性飼料添加物の指定を見直ししていきます—

農林水産省 消費・安全局 畜産安全管理課

### 耐性菌とは？

**薬剤耐性菌とは、「抗菌剤が効かない細菌」のことです。**抗菌剤の使いすぎなどにより増加し、人や動物の治療を困難にします。この問題は国際的な重要課題となっており、わが国は平成28年4月に今後5年間に取り組むべき対策をまとめた行動計画（アクションプラン）を決定しました。



### 薬剤耐性問題と畜産との関わりは？

抗菌剤は動物用医薬品のほか、家畜の増体や飼料効率の向上のために飼料に混ぜて与える飼料添加物として、使用されています。家畜への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌が、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

### コリスチンとは？

畜産分野ではコリスチンは、動物用医薬品として使用されていますが、それ以外に飼料添加物として「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」のため、使用されてきました。平成29年1月、食品安全委員会は硫酸コリスチンの飼料添加物としての利用は**人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると評価**しました。

### 飼料添加物に関するリスク管理措置

飼料添加物としての抗菌剤についても、できるだけ限定的に使用するとともに、人の健康に悪影響を及ぼすおそれのあるものは使わないことが必要です。農林水産省は、食品安全委員会のリスク評価において**人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあるとされた抗菌剤については、飼料添加物としての指定を取消すこと**を決定しました。



そのため、人の健康に悪影響があると評価された**コリスチンの飼料添加物としての指定を取消し、使用を禁止**します（平成30年7月1日施行）。

また、コリスチンの使用を禁止した時に農家段階でコリスチン添加飼料が残らないよう、販売店や農家での在庫を使い切るように、飼料工場での製造を前倒しで中止することを要請（通知）しました。平成30年7月1日以降、コリスチンを飼料添加物として含有する飼料を使用すると飼料安全法違反となりますので、ご注意ください。



国産畜産物に対する消費者の皆様への信頼に応え、また家畜に対する抗菌剤の有効性を確保するため、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

詳細は、農林水産省HPに掲載しています。<http://www.maff.go.jp/syouan/tikusui/siryu/index.html>

農林水産省 飼料安全

検索



## 家畜排せつ物法の『管理の方法に関する基準』を守りましょう

### 家畜排せつ物法の定める管理基準

平成16年の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」の本格施行を経て、現在ではほぼ全ての対象農家が同法の管理基準を遵守しているところです。

しかし、堆肥舎等の施設の経年劣化が進んでいること等を踏まえ、その点検・維持等を着実に実施していく必要があることから、今後は同法の管理基準のうち『**管理の方法に関する基準**』の遵守がより一層重要になります。

### 管理の方法に関する基準（施行規則第1条第1項第2号より）

- イ 家畜排せつ物は管理施設において管理すること**  
→ 家畜排せつ物は構造設備に関する基準に適合した管理施設で管理しましょう
- ロ 管理施設の定期的な点検を行うこと**  
→ 設備の破損によって家畜排せつ物の適切な管理ができなくなることを防止するため、定期的な点検を実施しましょう。
- ハ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと**  
→ 設備の破損は家畜排せつ物の飛散や流出を引き起こす可能性があります。破損を確認した場合、すぐに修繕しましょう。
- ニ 送風装置等を設置している場合は当該装置の維持管理を適切に行うこと**  
→ 管理施設に送風装置や攪拌装置などが設置されている場合は、適切に維持管理を行いましょう。
- ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録を行うこと**  
→ 家畜排せつ物の発生量、自ら農地に散布している量、耕種農家に譲渡している量、焼却・浄化処理等で廃棄している量について年間の記録を取りましょう。

これらを遵守し、環境に配慮した畜産を実現しましょう！



〔家畜排せつ物法では、管理基準違反の状態が改善されない場合は、最終的に罰則が適用されることがあります。〕

管理方法に関する基準の詳細についてお知りになりたい場合は、  
県の畜産担当部署までお問い合わせください。  
徳島県農林水産部畜産振興課 TEL 088-621-2415 e-mail chikusanshinkouka@pref.tokushima.jp

